

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 2 日

都道府県旅行業所管課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

富士山4登下山道閉鎖について（周知依頼）

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

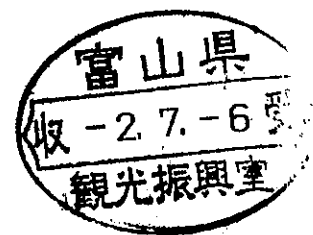
さて、世界遺産である富士山は毎年国内外から20万人を超える登山者を迎え、登山者の皆様に安全で安心な登山をお楽しみいただくために、これまでも当庁も協力しながら、山梨県と静岡県が一体となり安全な登山環境の整備に向けて取り組んできているところです。その結果、「宿泊を伴わない夜間登山」が減少傾向となるなどの改善が図られているところです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今夏は富士山4登下山道の全ての山小屋及び救護所の休業及び登下山道の閉鎖が決定され、富士登山ができません。

このことについて、山梨県と静岡県の連名で観光庁に関係団体への周知要望が参りました。

登山が強行された場合、例年同様の登山者への安全対策が実施できないため、事故等の発生の危険性が高まることから、貴都道府県におかれましても、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、広く周知方よろしくお願い申し上げます。

- 期間 令和2年7月10日～9月10日
（吉田ルートのみ令和2年7月1日～9月10日）
※上記期間以外は冬季閉鎖



- 区間
- ・吉田ルート 五合目 ～ 山頂
 - ・富士宮ルート 五合目 ～ 山頂
 - ・御殿場ルート 新五合目 ～ 山頂
 - ・須走ルート 五合目 ～ 山頂

※一合目～五合目につきましては各ルートによって開通状況が異なります。

詳細は山梨県世界遺産富士山課もしくは静岡県富士山世界遺産課にお問い合わせください。